



特集

ヒロミさん×富岡市長

東京2020オリンピック・パラリンピック対談	P.2
こども医療費 医療機関への適正受診のお願い	P.4
へるすアップ	P.5
男女平等推進情報そよかぜ	P.6
都市間交流 ～サクッと佐久市へ!!	P.8
まちびと輝きたる人 vol.3	P.9
守りましょう！犬を飼うためのルール、ハチに巣作りされない対策を！…	P.10
議会だより	P.11

市長コラム	P.18
情報BOX	P.19
ようこそ！あさかの生涯学習へ	P.28
わたくしたちの健康	P.34
みんなすこやか	P.35
市民伝言板	P.35
PHOTO NEWS	P.37



表紙の写真 東京2020オリンピック・パラリンピック対談をするヒロミさんと富岡市長

こども医療費 医療機関への適正受診のお願い —ジェネリック医薬品の使用にご協力をお願いします—

☎/こども未来課 ☎463-2834

●医療費の増加を抑制する必要性

こども医療費助成制度は県と市の財源で実施しており、平成30年度は助成額が5億5,000万円を超えています。今後も制度を安定的に運営するためには、ジェネリック医薬品の使用を進め、適正受診の推進により医療費の増加を抑制する必要があります。

適正受診って？

軽い症状にもかかわらず、休日や夜間に病院の救急外来を受診する『コンビニ受診』が増えています。このため、緊急の重症患者さんの治療への支障となるほか、病院・医師へ過度の負担などの問題が起こっています。また、同じ病気でいくつもの病院を受診する『はしご受診』が増え、検査の重複による身体への負担や薬の重複による副作用の危険もあります。

救急医療を本当に必要としている方が安心して医療を受けられるように、また、お子さんの体への過度の負担や薬の副作用を回避できるように、医療機関の適正受診へのご理解とご協力をお願いします。

ジェネリック(後発医薬品)とは

新薬(先発医薬品)の特許が切れてから発売され、同じ有効成分・同等の効き目を有していますが、開発費用が抑えられているため、新薬と比較して価格の安い医薬品です。さらに、新しい技術で飲みやすさや使用感が改良されたものもあります。

たとえば…苦味を少なくする、水なしでも飲める、飲みやすさの改良、室温保存を可能にするなど、保存性の向上など工夫がされています。

お待ちください！こども医療費助成制度の対象ではありません！

公立保育園、小・中学校(以下「各施設」といいます)の管理下での負傷、傷病によって通院・入院し、初診から治療までの自己負担額が1,500円以上ある場合は、各施設で加入の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が適用されます。医療機関を受診する際は、その旨を申し出て「こども医療費受給資格証(ひとり親家庭等医療費受給者証)」は提示しないでください。

なお、手続きの詳細は各施設へご相談ください。また、私立の各施設等や高等学校に通われている場合は、制度に加入しているかどうかを各施設にお問い合わせください。

◆災害共済給付の対象および給付額◆

制度名	給付割合	期間	死亡・障害見舞金
日本スポーツ振興センター災害共済給付	4割(見舞金含む)	初診から最長10年	あり
こども医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院：中学校卒業まで 入院：高校生等(※1)まで 医療機関への支払いから5年以内	なし
ひとり親家庭等医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院・入院ともに 18歳到達後最初の3月31日まで(※2) 医療機関への支払いから5年以内	なし

※1 在学の有無にかかわらず、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでのお子さん(保護者等の被扶養者に限る)

※2 お子さんに一定以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日までとなります。